

産業対策事業（平成 16 年大規模災害対策
資金特別利子補給）利子補給金交付要綱

（趣旨）

第 1 財団法人新潟県中越大震災復興基金（以下「基金」という。）は、平成 16 年新潟県中越地震（以下「中越地震」という。）により被災した中小企業者の経営の安定を図るため、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（利子補給の対象）

第 2 利子補給の対象となる融資は、新潟県が定める平成 16 年大規模災害対策資金融資要綱第 5 条の規定に基づく融資（以下「地震対応枠融資」という。）とする。

（利子補給金の額）

第 3 利子補給金の額は、融資ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって算出される金額とし、1 円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 支払利子額 $\times 0.4 / 1.7$

(2) 中越地震により自らが所有する事業用建物が全壊又は半壊（その認定については、内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号）」における住家の例によるものとし、その際、一の事業所に複数の事業用建物が存する場合にあっては、これらを一の事業用建物とみなす。）し、第 5 第 1 項第 2 号に掲げる書類によりその旨の証明を受けた者 支払利子額 $\times \{0.4 / 1.7 + (A \text{ 又は } B \text{ のうちいずれか小さい額} / A) \times 1.3 / 1.7\}$

2 前項第 2 号に定める算式における符号の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) A 地震対応枠融資の金額

(2) B 算出対象の支払利子に係る地震対応枠融資より前に行われた地震対応枠融資合計額又は 7,000 万円のうちいずれか小さい額を 7,000 万円から控除した額

3 利子補給金の算定期間は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（借入日が平成 16 年中である場合は初回の算定期間は借入日から平成 17 年 12 月 31 日まで）とし、算定期間内に支払われた利子額（延滞利子額を除く。）に対して前 2 項により算定された利子補給金を交付するものとする。

ただし、市町村等から算定期間内の地震対応枠融資に係る利子について利子補給を受ける場合は、算定された利子補給金額又は支払利子額から市町村等による利子補給金額を控除した額のうちいずれか小さい額を交付するものとする。

（利子補給の対象期間）

第 4 利子補給の対象とする期間は、地震対応枠融資の借入日から 5 年間とする。

（交付申請等）

第 5 利子補給金の交付を受けようとする者は、産業対策事業（平成 16 年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、当該利子補給金の対象となる利子の算定期間の翌年の 2 月末日までに、財団法人新潟県中越大震災復興基金理事長（以下「理事長」という。）へ提出することにより、申請するものとする。ただし、特段の事情があると認められる場合の申請書の提出期限については、この限りでない。

(1) 地震対応枠融資を行った金融機関が発行する支払利息証明書（別記第 2 号様式）

- (2) 市町村長が発行するり災証明書(別記第3号様式。第3第1項第2号に規定する補助金の交付を受けようとする者が、はじめて交付申請を行う場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、被災した事業所の所在地の市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 申請に係る地震対応枠融資の利子補給を実施している市町村長は、申請書の提出があったときは、申請者への利子補給等の状況を確認し、平成16年大規模災害対策資金利子補給状況確認書(別記第4号様式)を理事長に提出するものとする。
- (利子補給金の交付等)
- 第6 理事長は、第5の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、産業対策事業(平成16年大規模災害対策資金特別利子補給)利子補給金交付決定通知書兼確定通知書(別記第5号様式)(以下「交付決定通知書兼確定通知書」という。)により交付申請を行った者に通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。
- 2 理事長は、交付決定通知書兼確定通知書の写しを市町村長に送付するものとする。
- (交付決定の取消等)
- 第7 理事長は、利子補給金の交付決定を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、利子補給の交付決定を取消し、又は既に交付した利子補給の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。
- (1) 偽り、その他不正な手段により利子補給金の交付の決定をうけたとき。
- (2) 規程又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他理事長が不相当と認めるとき。
- 2 理事長は、前項の取消しを行った場合には、その旨を産業対策事業(平成16年大規模災害対策資金特別利子補給)利子補給金交付決定取消通知書(別記第6号様式)により当該利子補給金の交付決定を受けたものに通知するものとする。
- (利子補給金の返還)
- 第8 理事長は、前条第1項の規定により利子補給金の交付決定の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに利子補給金が交付されているときは、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。
- (延滞金)
- 第9 前条第1項の規定により利子補給金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を基金に納付しなければならない。
- (補則)
- 第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成16年10月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成16年10月25日から適用する。

別記第 1 号様式

産業対策事業（平成 16 年大規模災害対策資金特別利子補給）
利子補給金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

産業対策事業（平成 16 年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付要綱第 5
の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

- 1 事業用建物全壊又は半壊該当の有無 有 ・ 無
- 2 支払利子額 添付の支払利息証明書に記載された額
- 3 市町村等による利子補給額 円
- 4 交付申請額 要綱第 3 の規定によって算定される額
- 5 振込先口座

金融機関名		口座種別（いずれかに）
支店名		普通 ・ 当座
口座名義《カナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

（振込先確認のため、通帳等の口座名義人(フリガナ)記載部分の写しを添付してください。）

- 6 添付書類
 - (1) 支払利息証明書
 - (2) リ災証明書

注 6 添付書類(2)リ災証明書については、事業用建物が全壊又は半壊した方が、初めて
交付申請する場合にのみ添付を要するものであること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(基金事務局記載欄)・・・・・・・・・・・・・・・・

事業番号	市町村	受付番号
040010		

別記
第2号様式

支払利息証明書

住所
氏名 様
(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

平成16年大規模災害対策資金融資要綱第5条の規定に基づく融資に関し、あなた(貴社)が支払った利息について、次のとおり証明します。

年 月 日

金融機関名

印

融資年月日	年 月 日	年 月 日
融資金額	金 円	金 円
支払利息算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
支払利息額	金 円	金 円

注1 融資が複数ある場合は、各融資ごとに別個に記載するものであること。

注2 「支払利息額」とは、支払利息算定期間に対応する計算上の利息ではなく、期間中に実際に支払った利息をいうものであること。(延滞利息を除く。)

添付書類 償還予定表(写)

(金融機関が発行した償還予定表の写を本様式に添付の上、金融機関から証明を受けること。)

別記
第3号様式

り災証明書

住所
氏名 様
〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

平成16年新潟県中越地震に伴う、あなた(貴社)が所有する事業用建物に係る被害について、次のとおり証明します。

年 月 日

市町村長

印

被害を受けた事業用建物が 存する事業所の所在地 (ア)			
(ア)内に存する事業用建物 及びその被害の状況	建物の種類	延床面積(m ²)	被害の状況
	合計		全壊・半壊

注1 「建物の種類」欄には、店舗、工場、倉庫等の別を記載するものであること。

注2 「被害の状況」欄については、該当するものを で囲むものであること。

なお、全壊又は半壊については、内閣府政策統括官(防災担当)通知「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号)」における住家の例によるものとし、その際、一の事業所に複数の事業用建物が存する場合には、これらを一の事業用建物とみなすものであること。

別記
第4号様式

第 号
年 月 日

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 様

市長村長 印

平成16年大規模災害対策資金利子補給状況確認書

このことについて、下記の者から産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付要綱第5の規定に基づく申請があり、利子補給状況について確認したので、報告します。

記

- 1 申請者名
- 2 申請者支払利子額 円
- 3 市町村による利子補給額 円

算定期間

積算根拠

市町村からの支払日

別記
第5号様式

第 号
年 月 日

産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）
利子補給金交付決定通知書兼確定通知書

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった利子補給金について、
産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付要綱第
6の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通
知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 _____ 円
- 2 支払予定日
- 3 交付の条件
 - (1) 交付申請及び実績報告の内容について、調査し、又は報告を求めた場合には、これに応じなければなりません。
 - (2) 財団法人新潟県中越大震災復興基金補助金等交付規程又は産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付要綱の規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

別記
第6号様式

第 号
年 月 日

産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）
利子補給金交付決定取消通知書

様

財団法人新潟県中越大震災復興基金
理事長 印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった利子補給金について、
産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）利子補給金交付要綱第
7の規定に基づき、下記理由により交付決定を取消することを決定しましたので、通
知します。

記

1 取消理由

2 利子補給金の返還を期限までに納付できなかったときは、納付期限の翌日から納付
の日までの日数に応じ、当該未納額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延
滞金を徴収します。

3 返還期限 平成 年 月 日

4 返還金額 金 円